

クロスサポート (連生団体信用生命保険付住宅ローン)

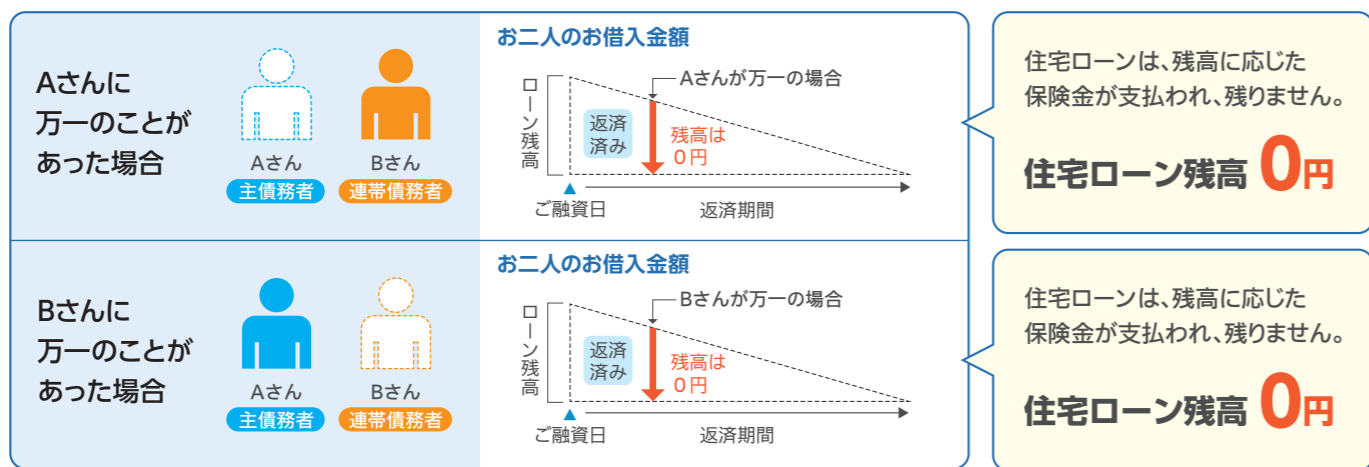
お二人*1のどちらかに万一*2のことがあった場合でも、**住宅ローンの残高が0円に**。
お二人で住宅ローンをご利用予定の方におすすめです。

*1: 親子、法律婚、事実婚、同性パートナーのいずれも対象となります。
*2: 万一とは、被保険者が亡くなられたり、高度障害状態となられた場合を指しています。

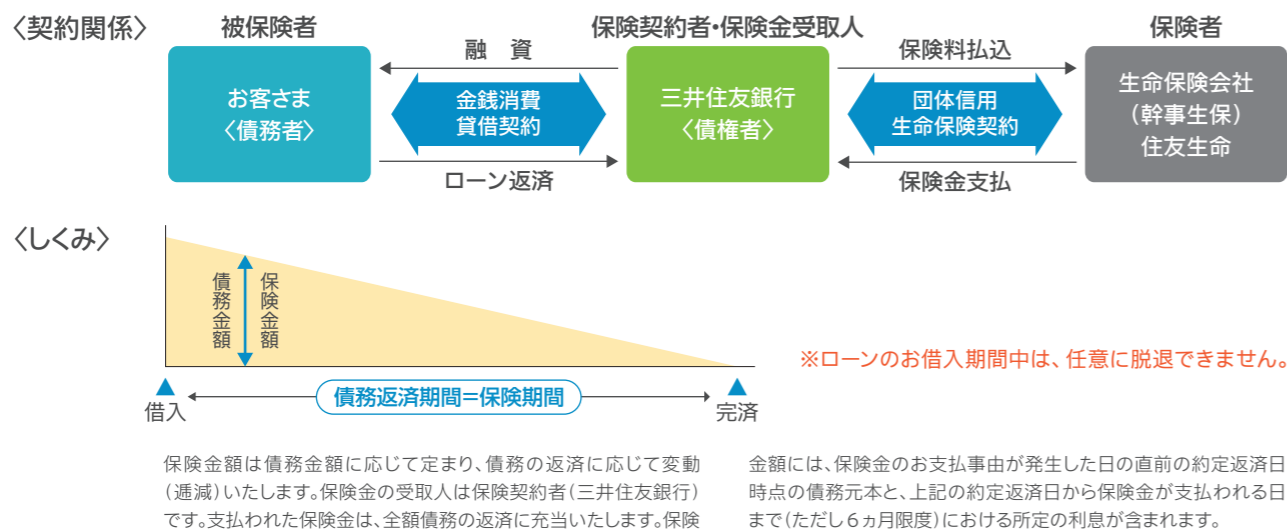
クロスサポートとは

住宅ローン金利 **+**年 **0.18%**

連帯債務でお借り入れされるお二人のどちらかに万一のことがあった場合でもローン残高が0円となる住宅ローンです。
お二人のどちらかに万一のことがあった場合でも、住宅ローンの残高が残りませんので、遺されたご家族の暮らしをしっかりと支えることができます。



◎契約関係としくみ



万一の時に返済義務が残ってしまう?

たとえば、ペアローンでお二人のどちらかに万一のことがあった場合、**団体信用生命保険で保障されるのはその方が主契約者となる住宅ローンのみ**です。また、クロスサポートを付けない連帯債務型でお借り入れされる場合は、主債務者しか団体信用生命保険に加入することができませんので、**連帯債務者に万一のことがあった場合には住宅ローンがそのまま残ってしまいます**。



	ペアローン	クロスサポートをつけない連帯債務型	クロスサポート
複数での住宅ローンの借り方	お二人それぞれで住宅ローンを借りる場合 Aさん(主債務者) Bさん(主債務者)	お二人と一緒に住宅ローンを借りる場合 Aさん(主債務者) Bさん(連帯債務者)	クロスサポートなら Aさん(主債務者) Bさん(連帯債務者)
お二人に万一のことがあった場合の保障内容	お二人のどちらかに万一のことがあった場合、その方の住宅ローンは、残高に応じた保険金が支払われ、残りません。しかし、遺されたもう一方の方の住宅ローンは、そのまま残ります。	主債務者(Aさん)に万一のことがあった場合、住宅ローン残高に応じた保険金が支払われ、残りません。しかし、連帯債務者(Bさん)に万一のことがあった場合には、住宅ローンはそのまま残ります。	お二人のどちらかに万一のことがあった場合でも、お二人の債務である住宅ローンの残高に応じた保険金が支払われ、住宅ローンは残りません。
当初お借入金額の例	Aさん 1,000万円 Bさん 1,000万円	お二人で 2,000万円	お二人で 2,000万円
万一のことがあった時に残高が半分の場合の例	Aさんに万一のことがあった場合 Bさんご存命 Aさんの住宅ローン残高 0円 Bさんの住宅ローンはそのまま残る 500万円	住宅ローン残高 0円	住宅ローン残高 0円
	Bさんに万一のことがあった場合 Aさんご存命 Aさんの住宅ローンはそのまま残る 500万円 Bさんの住宅ローン残高 0円	住宅ローンはそのまま残る 1,000万円	住宅ローン残高 0円

●本商品の保障内容には所定の条件があります。くわしくは裏面をご覧ください。

連生団体信用生命保険付住宅ローン(クロスサポート)商品概要

■ 対象となる住宅ローン

- WEB申込専用住宅ローン
- WEB申込専用住み替えローン
- WEB申込専用借り換えローン
- WEB申込専用定借住宅ローン

■ お申込金額

100万円以上2億円以内(10万円きざみ) 〈WEB申込専用定借住宅ローンの場合、200万円以上5,000万円以内(10万円きざみ)〉

■ ご融資利率

上記対象商品のご融資利率に対し、+年0.18%
※各種金利プランもあわせてご利用いただけますが、その場合も上記金利を上乗せさせていただきます。

■ 保障開始日

「引受保険会社が承諾した日」または、お客さまが「ご融資を受けられた日」のいずれか遅い日

■ 引受保険会社

住友生命保険相互会社を幹事会社とする生命保険契約です。
他の生命保険会社との共同取扱契約となりますが、幹事会社である住友生命保険相互会社が他の引受保険会社からの委任を受け、事務を行います。

■ 保険金が支払われる場合

被保険者が右記のいずれかに該当した場合、保険金がお支払いされます。くわしくは当行国内本支店窓口にご用意しております「団体信用生命保険のご説明(契約概要および注意喚起情報)」をご覧ください。

- ① 保険期間中に死亡されたとき
- ② 保障開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、所定の高度障害状態になられたとき

■ 保険金が支払われない場合

被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金はお支払いされません。

- 「申込書兼告知書」で事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 保障開始日から1年以内に自殺されたとき
- 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき
- 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡されたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意により高度障害状態になられたとき
- 連生団体信用生命保険の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他の被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき
- 保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき

- 保険契約者または被保険者に保険金を不法に取得しよう(他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合等、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
- 定められた加入資格がなく、この保険契約のその被保険者についての部分が無効となったとき
- 当該債務を完済されたとき

※くわしくは当行国内本支店窓口にご用意しております「団体信用生命保険のご説明(契約概要および注意喚起情報)」をご覧ください。

■ 免除された金額への課税

連生団体信用生命保険の保険金により、ローンの免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。くわしくは、税務署へお問い合わせください。



ご注意

- お借入期間中、任意に脱退いただくことはできません。

ご留意事項

- ローンのお申込に際しては、当行および当行指定の保証会社の審査がございます。審査の結果によっては、お申込をお断りすることがございますのでご了承ください。

- ご融資対象物件の所在地等によっては、住宅ローンのお取扱ができない場合がございます。

■ 対象商品について

- ご融資期間:1年以上35年以内(1ヵ月きざみ)
※借り換えの場合は、上記に加え、現在お借入中の住宅ローンの経過期間と通算で35年以内。
- ご融資対象物件に、当行指定の保証会社を抵当権者とする抵当権を設定していただきます。
- 所定の保証料が必要です。保証料内枠方式の場合は、お借入金利の中に含まれます。
- 変動金利型から固定金利特約型への変更、固定金利特約期間終了後の固定金利特約型の再設定、その他借入条件の変更、繰上返済をされる場合等は、別途所定の手数料が必要となる場合があります。

- 固定金利特約型・超長期固定金利型のご利用期間中は金利の変動はなく、また他の金利種類への変更はできません。
- 新規借り入れ、借り換え、住み替え等のお申込にあたっての条件やご返済の試算、手数料等、くわしくは当行ホームページまたは当行国内本支店窓口にてご確認ください。また、商品説明書をご用意しておりますのでご覧ください。